船舶インシデント調査報告書

平成２５年９月１２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　横　山　鐵　男（部会長）
委　　員　庄　司　邦　昭
委　　員　根　本　美　奈

インシデント種類	運航不能（燃料油供給阻害）
発生日時	平成２５年３月２９日　０４時３０分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島西方沖 城ヶ島灯台から真方位２６５°２．３海里付近 （概位　北緯３５°０７．９′　東経１３９°３３．９′）
インシデント調査の経過	平成２５年４月２日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船　寅(とら)丸、１．３７トン
船舶番号、船舶所有者等	ＫＮ３－９１２１（漁船登録番号）、個人所有
Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質	７．２５ｍ（Lr）×１．５０ｍ×０．５５ｍ、ＦＲＰ
機関、出力、進水等	ディーゼル機関、漁船法馬力数２０、昭和４９年５月２３日
乗組員等に関する情報	船長　男性　７９歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免 許 登 録 日　昭和５３年３月２４日 免許証交付日　平成２４年２月３日 （平成２９年５月２５日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、城ヶ島西方沖において、アジの一本釣りのため、主機を中立運転として漂泊中、平成２５年３月２９日０４時３０分ごろ急に主機が停止した。 船長は、操舵室で主機の始動を試みたが、主機は、セルモーターによって回転するものの、各気筒の燃焼に至らず、燃料油系統に不具合が発生したものと考え、燃料油供給ポンプ入口管を燃料油供給ポンプ入口で外して燃料油タンクから燃料油供給ポンプまでの燃料油系統を目視及び吸引により、点検したところ、閉塞状態となっていることを認めたので、主機の運転を断念した。 なお、本船は、１８時１０分ごろ西方の神奈川県真鶴(まなづる)町真鶴港沖まで至り、投錨したが、３０日錨索が切れ、真鶴町大ヶ窪(おおがくぼ)海岸へ乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　東南東、風速　約０．９m/s

	海象：海上　平穏
その他の事項	主機の燃料油は、燃料油タンクから燃料油こし器及び油水分離器を経由して燃料油供給ポンプへ入って加圧され、その後、主機付燃料油こし器（カートリッジタイプ）を経て燃料油噴射ポンプへ送られ、燃料油噴射管を経て燃料油噴射弁からシリンダ内へ噴射されていた。 主機の平均年間運転時間は、平成１２年の主機換装から平成２４年末まで、約５７５時間であった。 船長は、平成２４年５月に燃料油こし器のエレメントの交換を実施していた。 主機の取扱説明書には、燃料油こし器のエレメントの交換時期について、３００時間ごと又は６か月ごとに行うことと記載されていた。 船長は、携帯電話を携行していなかったので、救助要請を行うことができなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、城ヶ島西方沖において、主機を中立運転として漂泊中、燃料油タンクから燃料油供給ポンプへ至る燃料油系統が閉塞したことから、主機への燃料油供給が阻害され、主機が停止し、運航不能になったものと考えられる。 本船は、燃料油タンクから燃料油供給ポンプへ至る間の燃料油こし器、油水分離器又は燃料油管内においてスラッジ等が詰まり、通油に支障が生じた可能性があると考えられるが、本船が解撤されたことから、詰まった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、城ヶ島西方沖において、主機を中立運転として漂泊中、燃料油タンクから燃料油供給ポンプへ至る燃料油系統が閉塞したため、主機への燃料油供給が阻害され、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・燃料油系統のこし器は、定期的に開放し、掃除又はエレメントの交換を行うこと。 ・緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時携行することが望まれる。